

市長の退職手当の特例に関する条例の制定について

市長の退職手当の特例に関する条例を次のとおり制定する。

平成26年11月25日提出

川崎市長 福田 紀彦

市長の退職手当の特例に関する条例

この条例の施行の日に現に市長の職にある者の同日を含む任期に係る退職手当は、川崎市特別職員給与条例（昭和23年川崎市条例第71号）第3条及び第7条の規定にかかわらず、支給しない。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(この条例の失効)

2 この条例は、平成29年11月18日限り、その効力を失う。

参考資料

制 定 要 旨

市長の現任期に係る退職手当について支給しないこととする特例措置を講ずるため、この条例を制定するものである。